

求人者の皆様へ

・ 事業所名 **株式会社チャージ大阪支店** 許可番号 (27-ユ-300206)

● 取扱職種の範囲等 ・ 職種は全職種 ・ 地域は全地域

● 手数料に関する事項 下記手数料表(上限制:消費税含む)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 臨時や日雇いで当該求職者への職業紹介が成功した場合は 1 日当たりの支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします
	成功報酬 常用で当該求職者へ職業紹介が成功した場合は就職後 1 年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします

● 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 **吉村 雅樹** 連絡先 06-6376-4440

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は営業部及び業務部主任とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 **吉村 雅樹**とする。

第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 **吉村 雅樹**とする。

● 返戻金制度に関する事項

稼働日数が 14 日以内 : 紹介料金×0.75 を返戻金とする

稼働日数が 15 日以上 30 日以内 : 紹介料金×0.25 を返戻金とする

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。

求職者の皆様へ

・ 事業所名 **株式会社チャージ大阪支店** 許可番号 (27-ユ-300206)

● 取扱職種の範囲等 ・ 職種は全職種 ・ 地域は全地域

● 手数料に関する事項 下記手数料表(上限制:消費税含む)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 臨時や日雇いで当該求職者への職業紹介が成功した場合は 1 日当たりの支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします
	成功報酬 常用で当該求職者へ職業紹介が成功した場合は就職後 1 年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします

● 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 **吉村 雅樹** 連絡先 06-6376-4440

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は営業部及び業務部主任とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 **吉村 雅樹**とする。

第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 **吉村 雅樹**とする。

● 返戻金制度に関する事項

稼働日数が 14 日以内 : 紹介料金×0.75 を返戻金とする

稼働日数が 15 日以上 30 日以内 : 紹介料金×0.25 を返戻金とする

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。

求人者の皆様へ

・ 事業所名 **株式会社チャージ栄支店** 許可番号 (27-ユ-300206)

● 取扱職種の範囲等 ・ 職種は全職種 ・ 地域は全地域

● 手数料に関する事項 下記手数料表(上限制:消費税含む)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 臨時や日雇いで当該求職者への職業紹介が成功した場合は 1 日当たりの支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします
	成功報酬 常用で当該求職者へ職業紹介が成功した場合は就職後 1 年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします

● 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 **渡邊 高尉** 連絡先 052-249-4133

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は営業部及び業務部主任とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 **渡邊 高尉**とする。

第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 **渡邊 高尉**とする。

● 返戻金制度に関する事項

稼働日数が 14 日以内 : 紹介料金×0.75 を返戻金とする

稼働日数が 15 日以上 30 日以内 : 紹介料金×0.25 を返戻金とする

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。

求職者の皆様へ

・ 事業所名 **株式会社チャージ栄支店** 許可番号 (27-ユ-300206)

● 取扱職種の範囲等 ・ 職種は全職種 ・ 地域は全地域

● 手数料に関する事項 下記手数料表(上限制:消費税含む)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 臨時や日雇いで当該求職者への職業紹介が成功した場合は 1 日当たりの支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします
	成功報酬 常用で当該求職者へ職業紹介が成功した場合は就職後 1 年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします

● 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 **渡邊 高尉** 連絡先 052-249-4133

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は営業部及び業務部主任とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 **渡邊 高尉**とする。

第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 **渡邊 高尉**とする。

● 返戻金制度に関する事項

稼働日数が 14 日以内 : 紹介料金×0.75 を返戻金とする

稼働日数が 15 日以上 30 日以内 : 紹介料金×0.25 を返戻金とする

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。

求人者の皆様へ

・ 事業所名 **株式会社チャージ名古屋支店** 許可番号 (27-ユ-300206)

● 取扱職種の範囲等 ・ 職種は全職種 ・ 地域は全地域

● 手数料に関する事項 下記手数料表(上限制:消費税含む)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 臨時や日雇いで当該求職者への職業紹介が成功した場合は 1 日当たりの支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします
	成功報酬 常用で当該求職者へ職業紹介が成功した場合は就職後 1 年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします

● 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 **山本 秀樹** 連絡先 052-551-4440

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は営業部及び業務部主任とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 **山本 秀樹**とする。

第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 **山本 秀樹**とする。

● 返戻金制度に関する事項

稼働日数が 14 日以内 : 紹介料金×0.75 を返戻金とする

稼働日数が 15 日以上 30 日以内 : 紹介料金×0.25 を返戻金とする

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。

求職者の皆様へ

・事業所名 **株式会社チャージ名古屋支店** 許可番号 (27-ユ-300206)

●取扱職種の範囲等 ・職種は全職種 ・地域は全地域

●手数料に関する事項 下記手数料表(上限制:消費税含む)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 臨時や日雇いで当該求職者への職業紹介が成功した場合は1日当たりの支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします
	成功報酬 常用で当該求職者へ職業紹介が成功した場合は就職後1年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 **山本 秀樹** 連絡先 052-551-4440

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は営業部及び業務部主任とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 **山本 秀樹**とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 **山本 秀樹**とする。

●返戻金制度に関する事項

稼働日数が14日以内 : 紹介料金×0.75を返戻金とする

稼働日数が15日以上30日以内 : 紹介料金×0.25を返戻金とする

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。